

事 務 連 絡
令和5年2月27日

都道府県社会保険協会
専 務 理 事 殿
常 務 理 事 殿

一般社団法人全国社会保険協会連合会
常 務 理 事

「ダイワロイヤルホテル」優待利用契約の解除について

本会の運営につきましては、平素より格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、大和リゾート株式会社より、事業方針の変更による契約解除の申し入れがあったことから、下記期日をもって優待契約を解除することといたしました。

なお、下記契約解除日までに従来の専用W e b サイトから4月以降の宿泊予約をされている場合は、優待プランが適用されます。

貴協会職員及び会員事業所の皆様に、周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 契約解除日 令和5年3月31日